平成２２年（フ）第８４２号
兵庫県尼崎市東難波町５丁目２番22号　メゾンルネッサンス501
債務者　長井　直美
1　決定年月日時　平成22年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月９日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第８５５号
兵庫県尼崎市御園１丁目20番１―714号
債務者　宮下　　徹
1　決定年月日時　平成22年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月９日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第８６１号
兵庫県西宮市東町１丁目14番20―304号
債務者　池崎　和昭
1　決定年月日時　平成22年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月９日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第８６２号
兵庫県西宮市東町１丁目14番20―304号
債務者　池崎　千鶴
1　決定年月日時　平成22年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月９日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第８７２号
兵庫県尼崎市若王寺３丁目24番４号、前住所兵庫県尼崎市若王寺２丁目17番７号マンション千原103号
債務者　友利　リリ
1　決定年月日時　平成22年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月９日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第３８６号
徳島市住吉４丁目６番36号
債務者　臼木多津子
1　決定年月日時　平成22年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月９日まで　徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第９４１号
北九州市八幡西区御開３丁目31番１―305号
債務者　岳藤　　康
1　決定年月日時　平成22年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月９日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第９８７号
北九州市小倉南区徳力新町２丁目３番８号
債務者　堺　　清高
1　決定年月日時　平成22年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月９日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１００３号
北九州市小倉北区馬借２丁目３番９―202号
債務者　光島　一徳
1　決定年月日時　平成22年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月９日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１００４号
北九州市小倉北区古船場町６番５―304号
債務者　吉田　悦子
1　決定年月日時　平成22年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月９日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１００８号
北九州市小倉北区中井２丁目５番10―402号
債務者　藤田　理絵
1　決定年月日時　平成22年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月９日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１０２３号
北九州市小倉南区上葛原２丁目10番２号
債務者　新立　英子
1　決定年月日時　平成22年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月９日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１０４２号
北九州市八幡西区永犬丸２丁目８番21号
債務者　榎並由佳利（旧姓久間）
1　決定年月日時　平成22年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月９日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第２９６号
佐賀県佐賀市鍋島町大字鍋島666番地
債務者　今泉　佑梨
1　決定年月日時　平成22年10月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月９日まで　佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１０８１号
神戸市須磨区横尾８丁目１番地の１　51号棟503号
債務者　谷山百合子
1　決定年月日時　平成22年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月10日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１２０５号
神戸市兵庫区夢野町４丁目４番７号
債務者　平石　公子
1　決定年月日時　平成22年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月10日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１２２８号
神戸市須磨区中島町２丁目６番16―1302号
債務者　名和　　宏
1　決定年月日時　平成22年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月10日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１２３５号
神戸市垂水区乙木３丁目２番７号　管ノ口コーポ103号、従前の住所神戸市垂水区学が丘４丁目７番27号
債務者　田中　義彰
1　決定年月日時　平成22年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月10日まで　神戸地方裁判所第３民事部